

さめき水田営農だより

農業者戸別所得補償制度の本年度の加入は7月2日(月)に締め切られます。

現在、加入申請（交付申請書）の受け付けが実施されています。

この制度に加入する場合は、**毎年度、申請する必要があります**ので、早めに手続きを済ませましょう。

販売農家又は集落営農が加入した場合、①米の所得補償交付金（生産調整の達成者のみ）、②水田活用の所得補償交付金（産地資金を含む）、③畑作物の所得補償交付金 等が、規定に従って国から直接交付されます（制度の概要は、「さめき水田営農だより」第45号（平成24年2月1日発行）をご覧ください）。

●制度の内容、加入要件などのお問い合わせは…

中国四国農政局高松地域センター（戸別所得補償チーム） 電話 087(831)8185

「不作付地」を解消しましょう!

**状況の改善されない調整水田等の「不作付地」の一部が
交付対象農地から除外されます。**

米の所得補償交付金の交付申請者が「不作付地」を保有する場合、「不作付地の改善計画」を市町に提出し、認定を受ける必要があります。

国では、22年以降に認定を受けた改善計画において、23年度中に改善する計画をたてたものの、実際には作物の作付けができず、24年度においても作付けしないこととして実施計画書を提出した場合、その水田を、米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象水田から除外することを決定しました（一度除外された水田では、米や麦などを作付けしても交付金は支払われません）。

除外される可能性のある水田については、将来、販売用に作物の作付けを再開したり、担い手に預けたりする際に備えて、交付金の交付対象水田として維持しておく（交付対象水田から除外されないようにする）ことが重要です。

次の場合には、交付対象水田から除外されませんので、ご検討ください。

- ①集落等の地域の話し合いに基づいて作成される「人・農地プラン」において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられた農地。
- ②改善計画の達成予定年度の翌年度までに、何らかの作物が栽培された農地（作付けする作物の種類等は問われません）。



実施計画書には、何らかの作物を栽培する場合には、（交付金の対象作物が否かを問わず）その作物名等を必ず記入してください。

あなたの水田は大丈夫？チェックしておきましょう！

「24年度実施計画書」、過去に市町に提出した「不作付地の改善計画」を用意して、次の各項目に「はい」、「いいえ」で答えながら進んでみましょう！



スタート！

22・23年度に、「不作付地の改善計画」を提出し、市町の認定を受けたことがある。

いいえ

不作付地はないので、除外される交付対象農地はありません。

引き続き、農産物の生産を継続して農地を有効活用し、農業経営を安定させましょう！

はい

ここからは、「不作付地の改善計画」に記載した農地ごとに確認してください。

その水田は、現在、交付対象水田である。

(実施計画書に「*」マークが印字されている。)

いいえ

すでにこの水田は交付対象農地から除外されています。この水田では、米及び水田活用の所得補償交付金が交付されていません(24年度については、産地資金のうち「麦担い手集積加算」、「麦作付拡大加算」、「大豆担い手集積加算」は要件をクリアすれば畑地扱いの農地として例外的に交付されます)。

はい

その水田は、23年度までに改善する予定だった。

いいえ

改善計画に基づいて、計画的に不作付地を解消しましょう！

はい

改善計画を達成した。

いいえ

その水田で、24年度に、作物の作付けを計画している。

いいえ

その水田は、不作付地の改善が見込まれない農地として、交付対象水田から除外されます。

はい

交付対象農地から除外されません。

引き続き、農産物の生産を継続して農地を有効活用し、農業経営を安定させましょう！

実施計画書に作付予定を記入した。

いいえ

実施計画書の修正を申し出てください。

確実に作物を作付けすれば、交付対象農地から除外されません。

はい

確実に作物を作付けすれば、交付対象農地から除外されません。



契約書等を保存しておきましょう!

米麦等の「出荷契約書」や産直等への「販売伝票」は、販売農家であることの確認書類であるとともに、麦・大豆等については生産数量目標の設定の基礎となるなど、重要なものです。大切に保存しておきましょう。

畑作物の生産数量目標の設定方法について

農地ごとの作付作物を記載いただく「実施計画書」には、畑作物（小麦、はだか麦、大豆、そば、なたね（油糧用））の生産数量目標とその面積を記載する欄があります。これらは、農業者の皆さん自身が設定することとされていますので、確認の上、記載するようにしましょう。



実施計画書（複写式）

24年度の実施計画書の場合

「生産数量目標」は、国が定めた次の設定ルールに従い、農業者の皆さん自身が設定します。

麦

J A や実需者と締結した24年産に係る播種前契約に基づく出荷契約数量（昨年度に締結）を基本とし、その数量を下回らないように設定してください。
種子用麦・大豆、黒大豆は含めないでください。

大豆

J A や実需者と締結する24年産に係る播種前契約に基づく出荷契約数量（本年度に締結）を基本とし、その数量を下回らないように設定してください。
種子用麦・大豆、黒大豆は含めないでください。

そば・なたね（油糧用）

J A や実需者と締結した24年産に係る播種前契約に基づく出荷契約数量や実需者と締結した播種前契約に基づく数量を基本とし、その数量を下回らないように設定してください。
種子用は含めないでください。

対象作物	生産数量目標	作付面積
小麦	kg	a
はだか麦	kg	a
その他	kg	a
大豆	kg	a
そば	kg	a
なたね	kg	a

●ただし、予定面積(契約面積)よりも、実際の作付面積が減少した場合は、契約書から転記せず、実際の作付面積に見合った生産可能な数量を目標に設定してください。

●J A 以外と直接販売契約している場合は、契約書のコピー等を添付してください。
(J A と契約している場合は、J A から国へ一覽で提出されます。)

例) 24年産麦の出荷契約書(J A 出荷の場合)

飼料用米、米粉用米、WCS用稲は、生産性向上のための技術等メニューに取り組む必要があります。

(この他、畑地での麦・大豆に対する産地資金にも、それぞれ技術等メニューがあります。)

新規需要米生産加算の交付金の交付を受けるためには、下表のメニューのうち、1つ以上の技術等に取り組む必要があります。

1 専用品種の利用

次の品種で取り組む場合が該当します。

- ・クサホナミ
- ・タカナリ
- ・ホシアオバ
- ・モミロマン など

2 直播栽培

田植えをしないで、水田や乾田に種もみを播く方法で栽培する場合が該当します。



3 田植え同時防除

専用の機械・器具を利用して実施する場合が該当します。

田植え直前の苗箱に「箱施用剤」を手作業などで施用する場合は該当しません。

1. 専用品種の利用

2. 直播栽培

3. 田植え同時防除

4. 側条施肥の実施

5. 生育診断に基づく追肥施用等の高度施肥管理

6. 共同乾燥調製施設の利用

4 側条施肥の実施

専用の機械・器具を利用して実施する場合が該当します。

6 共同乾燥調製施設の利用

J A等のントリーエレベーター等に主食用米品種で出荷している場合が該当します。



5 生育診断に基づく追肥施用等の高度施肥管理

いわゆる「穂肥診断」を実施する場合が該当します。

いつ、どの水田で穂肥診断を実施し、診断結果がどうだったのかを日誌に記載し、各地域農業再生協議会に提出してください。

診断の結果、穂肥の施用ができなかった場合でも、技術に取り組んだこととなります。

また、来年度以降の施肥設計にも活用しましょう！

○お問い合わせ先

中国四国農政局高松地域センター 戸別所得補償チーム
香川県農協中央会指導部指導課
香川県庁(香川県農政水産部農業生産流通課農産グループ)

TEL:087-831-8185
TEL:087-825-2503
TEL:087-832-3418